

平成31年度 エネルギー・温暖化対策に関する支援制度（県・市町村）

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象				
1	神奈川県	中小規模事業者省エネルギーサポート事業	省エネ	事業用	事業者	省エネ診断	中小規模事業者	県内の中小規模事業者の省エネルギー対策への取組を支援するため、中小規模事業所及び中小テナントビルへの省エネ診断を実施する。	環境農政局 環境部 環境計画課 045-210-4083
2	神奈川県	自家消費型太陽光発電等導入費補助	太陽光発電 風力発電	事業用	事業者	補助金	【対象者】 県内に事務所又は事業所を有する企業等（個人事業者の方は、青色申告していることが要件） 【対象経費】 太陽光発電設備及び風力発電設備の設備費、工事費（設計費含む）	【補助額】 補助率1/3 ※太陽光発電設備の場合は、発電出力1kW当たり9万円を乗じた額（薄膜太陽電池の場合は、発電出力1kW当たり20万円を乗じた額）とのいずれか低い額。 【予定件数】 11件	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4090
3	神奈川県	蓄電池導入費補助	蓄電池	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	【対象者】 新たに太陽光発電設備と併せて蓄電システム及び災害用電気設備を導入する個人又は法人 【対象経費】 蓄電池システム及び災害用電気設備導入に係る設備費、工事費 ※災害用電気設備：災害時に太陽光で発電した電力を利用するための設備	【補助額】 補助率1/3 ※上限 ●住宅用蓄電池 25万円（ただし県ZEH導入費補助と併用の場合は20万円） ●事業所用蓄電池 200万円 【予定件数】 600件	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4090
4	神奈川県	EV活用自家消費システム導入費補助	太陽光発電 電気自動車 PHV その他	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	【対象者】 電気自動車等と太陽光発電設備と併せて新規に充電設備（V2H設備）を導入する個人、法人 【対象経費】 V2H設備の導入に係る設備費	【補助額】 ●EV・PHVを新規で導入する場合 補助率1/3 ●EV・PHVを既に導入済みの場合 補助率1/4 (上限100万円/件) 【予定件数】 10件	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4133
5	神奈川県	分散型エネルギーシステム導入費補助	ガスコージェネレーション 燃料電池	事業用	事業者	補助金	【対象者】 法人（公共法人を除く） 【対象経費】 ガスコージェネレーションシステム等の分散型電源及び熱導管や電力自営線等の設計費、設備費、工事費	【補助額（補助率）】 補助率1/3 (上限1,700万円) 【予定件数】 1件	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4076

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
6	神奈川県	燃料電池自動車導入費補助	燃料電池自動車	個人用事業用	個人事業者	補助金	<p>【対象者】 (燃料電池自動車) 県内に在住する個人、県内に事務所又は事業所を有する個人事業者及び法人 (燃料電池フォークリフト) 県内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>【対象経費】 燃料電池自動車及び燃料電池フォークリフトを導入する経費</p>	<p>【補助額】 燃料電池自動車 70万円/台 燃料電池フォークリフト 500万円/台 (ともに上限)</p> <p>【予定件数】 燃料電池自動車 70台 燃料電池フォークリフト 2台</p>	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4133
7	神奈川県	水素ステーション整備費補助	水素ステーション	事業用	事業者	補助金	<p>【対象者】 個人事業者又は法人</p> <p>【対象経費】 設備機器費、設計費、設備工事費、工事費負担金、経費・管理費等</p>	<p>【補助額】 補助対象経費に5分の4を乗じた金額から経済産業省補助金交付額を差し引いた金額と、3,500万円のいずれか低い額</p>	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4133
8	神奈川県	エネルギー自立型住宅促進事業費補助	太陽光発電 省エネ 見える化 その他	住宅用	個人	補助金	<p>【対象者】 (ZEH、ZEH+、ZEH Orientedの導入) 住宅の建築主(新築)、購入者(建売)、所有者(既築) (省エネ改修) 住宅の所有者(既築)</p> <p>【対象経費】 (共通) 材料費、設備費、工事費</p>	<p>【補助額(補助率)】 補助率1/3 上限 ZEH 20万円/戸 ZEH+ 30万円/戸 ZEH Oriented 15万円/戸 省エネ改修 10万円/戸</p> <p>【予定件数】 (ZEH) 340件 (ZEH+) 50件 (ZEH Oriented) 10件 (省エネ改修) 55件</p>	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4090
9	神奈川県	ZEB導入費補助	太陽光発電 省エネ 見える化 その他	事業用	事業者	補助金	<p>【対象者】 建物の建築主(新築)、所有者(既築)</p> <p>【対象経費】 設計費、設備費、工事費</p>	<p>【補助額(補助率)】 補助率1/3 (上限2,500万円/件)</p> <p>【予定件数】 1件</p>	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4090
10	神奈川県	地域電力供給システム整備事業費補助	その他(エネルギーの 地産地消)	事業用	事業者	補助金	<p>【対象者】 小売電気事業者又は小売電気事業者を含む複数事業者</p> <p>【対象経費】 電力の地産地消を進めるために必要な経費(電力需給制御システム、BEMS、HEMS、太陽光発電設備、現地調査費等)</p>	<p>【補助額】 補助率1/3 (上限800万円/件)</p> <p>【予定件数】 1件</p>	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4090
11	神奈川県	燃料電池自動車に係る自動車税の減免	燃料電池自動車	個人用事業用	個人事業者	税制	<p>「神奈川県燃料電池自動車導入補助金」の交付を受けて取得した燃料電池自動車</p>	<p>「神奈川県燃料電池自動車導入補助金」の交付を受けて取得した燃料電池自動車について、新車新規登録された年度から5年度分の自動車税を全額減免</p>	総務局 財政部 税制企画課 045-210-2306

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
12	神奈川県	中小企業制度融資 (政策連動資金)	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電 バイオマス熱利用 バイオマス燃料製造 雪氷熱利用 地中熱利用 温度差エネルギー ガスコージェネレー ション 燃料電池 省エネ 電気自動車 P H V 蓄電池 電気自動車充電器 (急 速・普通) 燃料電池自動車 水素ステーション	事業用	事業者	融資	中小企業者又は協同組合等 ア 成長産業 (エネルギー産業等) に関連する分野 に取り組む資金 イ 再生可能エネルギー発電設備、又はそれと併せ た蓄電池、省エネ設備等の導入に要する資金 ウ 低公害車の購入、環境負荷低減のための設備等 の導入に要する資金 エ 地球温暖化対策推進条例を踏まえたCO ₂ の削 減に資する対策のための省エネ設備等の導入に要す る資金 ※ウの場合は、県大気水質課から、エの場合は、県 環境計画課から、事前に認定を受ける必要があります。	<資金使途> 運転・設備 <融資限度額> 8,000万円 ただし、イは1,500万円 ウ、エについて、協同組合等は 1億2,000万円 <融資利率> ア、イ：1.6%以内 ウ、エ：2.1%以内 <償還方法> 割賦返済 <融資期間> 設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内 (据置き1年以内を含む。)	産業労働局 中小企業部 金融課 045-210-5677
13	各市町村	住宅の省エネ改修 に伴う固定資産税 (家屋分)の減額 制度	省エネ	住宅用	個人	税制	【対象住宅】 下記の条件を全て満たす住宅 ・平成20年1月1日以前から存在すること ・居住用部分その家屋の2分の1以上あること ・貸家用以外の居住用部分があること ・平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間 に省エネ改修工事を行うこと ・改修後の家屋の床面積が50平方メートル以上280平 方メートル以下であること 【対象工事】 各部分を現行の省エネ基準に適合させるために行う 次の《1》及び《1》と併せて行う《2》～《4》の改 修で、工事費が50万円を超えるもの。 《1》窓の断熱性を高める改修工事 (必須) 《2》天井の断熱性を高める改修工事 《3》壁の断熱性を高める改修工事 《4》床等の断熱性を高める改修工事	【減額される税額】 ・家屋の床面積120平方メートル相当分まで固定 資産税額の3分の1 ※改修が完了した年の翌年度のみ減額 ※工事完了後3ヶ月以内に減額措置の申告が必要 (当該家屋が所在する市区町村の窓口へ) 詳しくは国土交通省HP参照 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000026.html	各市町村 固定資産税所管課 (電話：各市町村に問 い合わせ)
14	横浜市	固定式水素ステー ション整備費補助 事業	水素ステーション	事業用	事業者	補助金	固定式水素ステーション整備事業者	固定式水素ステーションの整備に対し40,000千円 の補助	環境創造局 環境エネルギー課 045-671-2681
15	横浜市	移動式水素ステー ション設置促進補 助事業	水素ステーション	事業用	事業者	補助金	移動式水素ステーション設置事業者	移動式水素ステーションの設置に必要な土地賃借 料の1/2(上限10万円/月)×12か月=1,200千円を補 助	環境創造局 環境エネルギー課 045-671-2681

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
16	横浜市	横浜市住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助制度	太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池、省エネ、見える化、その他	住宅用	個人等	補助金	エコリノベーション等工事を行う住宅所有者	補助対象となる建材・設備等ごとに設定した補助金額の合計額 (上限金額) ・一般改修住宅:40万円 ・特定改修住宅:80万円	建築局住宅政策課 045-671-2922
17	横浜市	横浜市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進補助制度	太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池、省エネ、蓄電池、その他	住宅用	個人	補助金	ZEHを新築する建築主等	補助対象となる設備機器費の2分の1 (上限金額) 50万円	建築局住宅政策課 045-671-2922
18	横浜市	自立分散型エネルギー設備設置費補助事業	燃料電池	住宅用 事業用	個人等	補助金	市内に対象機器を設置する個人や法人	・停電対応型等燃料電池システム 3万円 ・業務用燃料電池システム 10万円/kw	環境創造局 環境エネルギー課 045-671-4225
19	横浜市	次世代自動車普及促進事業	燃料電池自動車	個人用 事業用	個人等	補助金	市内に使用の本拠の位置を置き、燃料電池自動車を導入する法人または個人等	燃料電池自動車 25万円	環境創造局 環境エネルギー課 045-671-4225
20	横浜市	技術相談事業(省エネ相談)	省エネ	事業用	事業者	相談	市内中小事業者	省エネルギーの専門家を市内中小企業に派遣し、生産設備、ビル設備等の省エネアドバイスを実施。 (1企業あたり年間3回まで無料、4回目以降は有料)	(公財)横浜企業経営支援財団経営支援部技術支援担当 045-225-3733
21	横浜市	中小企業設備投資等助成制度	省エネ	事業用	事業者	補助金	【対象者】 市内中小事業者 【対象機器】 先端設備等導入計画の認定を受けた設備等	【助成率】 ・10～30% 【補助限度額】 ・800万円	経済局 中小企業振興部 ものづくり支援課 045-671-2597
22	横浜市	商店街省エネ型ランプ交換事業	省エネ	事業用	事業者	補助金	既設の適正に維持管理された街路灯、アーチ及びアーケード等について、水銀灯等の従来型ランプからLED等の省エネ型ランプへの交換を予定し、整備の前年度に市から整備計画認定を受けている商店会	補助限度額 (1)街路灯 ・1基あたり:3万円 ・1申請あたり:500万円 (2)アーチ及びアーケード等 ・1灯あたり:2万円 ・1申請あたり:500万円 補助率 工事費の50%以内	経済局 市民経済労働部商業振興課 045-671-3838

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
23	横浜市	横浜市民間保育所等建設費等補助金(の一部)	太陽光発電 見える化	事業用	事業者	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の公称最大出力は10kWを限度とする。 ・JETまたは同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。 ・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。 ・未使用品であること。 ・敷地外から見やすい場所にディスプレイ装置を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・接続方式は「余剰電力買取方式」であること。(全量買取制度を選択した場合は補助対象外) 	補助基準額 1kWあたり100万円 ※上限1,000万円 補助率 3/4 補助予定件数 3件	こども青少年局こども 施設整備課 045-671-4146
24	川崎市	川崎市住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助事業(スマートハウス補助金)	太陽光発電 燃料電池 蓄電池 省エネ 見える化 その他(V2H)	住宅用	個人 事業者 (共同住宅の場合) その他	補助金	【補助対象システム等と補助金額】 ①太陽光発電システム：1kWあたり2.3万円(上限8.0万円) ②家庭用燃料電池システム：3万円 ③定置用リチウムイオン蓄電池：1万円/kWh(上限10万円) ④V2H：5万円(EV・PHVを同時に新規導入した場合、駆動用バッテリーの総電力量(kWh)あたり1万円を加算する(ただし加算する限度額は③と合わせて上限10万円)) ⑤ZEH：10万円 ⑥ZEH+：13万円 ⑦ZEH Oriented：10万円 ⑧LCCM住宅：13万円 ⑨CASBEE戸建の環境効率の評価結果が「A」以上：5万円 ⑩開口部断熱：5万円又は経費の1/10のどちらか低い額 ⑪高効率照明：10万円又は経費の1/10のどちらか低い額 【条件】 補助の条件、各システム等の仕様等については下記HP参照。 http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000032302.html	地球環境推進室 044-200-2514	

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
25	川崎市	川崎市市内事業者 エコ化支援事業	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地中熱利用 バイオマス発電 バイオマス熱利用 省エネ 蓄電池 見える化	事業用	事業者	補助金	<p>【対象者】 「市地球温暖化対策推進条例に定める中小規模事業者」かつ以下のいずれかであることが必要。 (1) 中小企業基本法に定める中小企業者（下記①～⑤対象） (2) 学校法人、医療法人又は社会福祉法人（下記①、③及び⑤対象）</p> <p>【対象事業】 ① 再生可能エネルギー源利用設備の導入（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力発電、地中熱利用、バイオマス利用） ② 省エネルギー型設備の導入（空調、照明、燃焼設備） ③ 蓄電池の導入 ④ 複層ガラス・遮光フィルムその他空調負荷低減を目的とした建築物外皮の導入 ⑤ EMS装置の導入 （③～⑤は単独での導入は対象外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事費（材料費、労務費、直接経費のみ）及び付帯工事費の1/4（右記①、③及び⑤対象）、1/5（右記②、④及び⑤対象） ・上限200万円（右記①、③及び⑤対象）、150万円（右記②、④及び⑤対象） （「低CO2川崎ブランド」認定製品を導入する場合は1/4、上限200万円） 	地球環境推進室 044-200-3873
26	川崎市	中小規模事業者向け省エネルギー診断事業	省エネ	事業用	事業者	省エネ診断	市地球温暖化対策推進条例に定める中小規模事業者	市内の事業所に専門家が伺い、省エネに関する提案や技術的な助言を実施	地球環境推進室 044-200-3872
27	相模原市	住宅用スマートエネルギー設備導入 奨励事業	太陽光発電 太陽熱利用 燃料電池 蓄電池 見える化（HEMS）	住宅用	個人	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住する市内の住宅に対象設備を設置した人 ・自ら居住するために対象設備が設置された市内の建売住宅を購入した人 	<p>太陽熱利用システム：2万円 太陽光発電システム：3万円 家庭用燃料電池システム：3万円 定置用リチウムイオン蓄電池：3万円 スマートハウス加算（太陽光発電システムと、家庭用燃料電池システムまたは蓄電池を設置し、かつHEMSを設置した方に奨励額を上乗せ）：3万円</p>	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240
28	相模原市	相模原市中小企業融資制度「地球温暖化防止支援資金」	太陽光発電 省エネ 電気自動車 ※記載以外のエネルギー等の種類については要相談	事業用	事業者 その他	融資	省エネルギー設備等、新エネルギー設備等を導入する中小企業者、NPO法人及び協同組合ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 3,000万円 ・融資利率 2.1%以内 ・補給利率 1.6% ・利用者負担利率 0.5%以内 ・信用保証料補助 保証料の80%（限度額10万円） 	環境経済局 経済部 産業政策課 042-769-8237

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
29	相模原市	次世代クリーンエネルギー自動車等購入奨励事業	電気自動車 燃料電池自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	<p>【電気自動車】 急速充電器対応の電気自動車の新車を購入した次のいずれかに該当する人 ① 市内在住の個人または市内に事業所がある法人又は個人事業者 ② ①に対して対象自動車のリースを行う事業者</p> <p>【燃料電池自動車】 燃料電池自動車を購入して所有する次のいずれかに該当する人 ① 市内に1年以上在住する個人又は市内に1年以上事務所がある法人又は個人事業者 ② ①に対して対象自動車のリースを行う事業者</p>	<p>【電気自動車】 1台あたり5万円 【燃料電池自動車】 1台あたり35万円</p>	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240
30	相模原市	水素供給設備整備補助金	水素ステーション	事業用	事業者	補助金	市内に定置式の水素供給設備を導入する事業者	補助上限 17,500千円	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240
31	相模原市	中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金	太陽光発電 太陽熱利用 ガスコージェネレーション 蓄電池 省エネ 見える化	事業用	事業者	補助金	条例で定める地球温暖化対策計画書を市に提出し、その計画に基づき設備導入に取り組む中小規模事業者が行う、省エネ・再エネ設備の導入・更新（対象経費は総額30万円以上）	補助率1/3（上限75万円）	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240
32	相模原市	住まいのエコ・バリアフリー改修費補助事業	省エネ	住宅用	個人	補助金	市内の施工業者を利用して自ら居住する住宅の省エネルギー改修やバリアフリー改修などを行う場合に、工事費用の一部を補助	補助対象工事費用が20万円（税抜）以上の場合に、10分の1を補助（上限5万円） ※支援の内容につきまして、変更になる場合がございます。ご利用を検討の場合は、お問い合わせされるなど事前にご確認をお願いします。	都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課 042-769-9252
33	相模原市	省エネアドバイザー派遣事業	省エネ	事業用	事業者	専門家派遣	省エネルギー対策を効率化に推進しようとする市内事業者	中小企業診断士・エネルギー管理士等の派遣	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240
34	横須賀市	よこすかエコポイント	太陽光発電 燃料電池 見える化 蓄電池 その他（電動バイク、高効率給湯器）	住宅用 個人用	個人	ポイント等	横須賀市地球温暖化対策地域協議会実施事業 ①太陽光発電システム②家庭用燃料電池システム（エネファーム）③家庭用エネルギー管理システム（HEMS）④電動バイク⑤定置用リチウムイオン蓄電システム⑥電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）⑦潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ等）⑧潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等）⑨ガスエンジン給湯機（エコウィル等）⑩ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）を設置・購入した個人	1件につき5,000円分又は8,000円分のポイント等	横須賀市地球温暖化対策地域協議会 （環境政策部 環境企画課内） 046-822-8524

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
35	横須賀市	家庭用電気自動車等導入者奨励金	電気自動車 電気自動車充電器	個人用 住宅用	個人	奨励金	市内の事業所において生産・出荷された電気自動車又は電気自動車用のPCSを新たに導入した個人	1件につき5万円	環境政策部 環境企画課 046-822-8524
36	横須賀市	電気自動車導入費補助金	電気自動車	事業用	事業者	補助金	市内の事業所において生産・出荷された電気自動車を市内に保管する市内事業者	商用車(バン・ワゴン) 上限30万円 その他の車両 上限20万円	経済部 企業誘致・工業振興課 046-822-8290
37	横須賀市	電気自動車用充電器等設置費補助金	電気自動車充電器	事業用、その他	事業者、その他	補助金	一般利用が可能な充電器を市内に設置する事業者等、マンションの敷地内に充電器を設置する事業者・マンション管理組合等、通勤車両等専用に充電器を設置する事業者等	補助率 4/5 上限額 マンションに設置する場合 1敷地150万円(原則3基以上設置) ※災害時に活用可能な充電器を設置する場合は200万円 マンションへの設置検討資料作成 15万円 事業所等で通勤車両等専用に設置する場合1敷地150万円(原則5基以上設置) その他事業所等1基50万円	経済部 企業誘致・工業振興課 046-822-8290
38	平塚市	勤労者生活資金貸付制度	太陽光発電	住宅用	個人	融資	市内に居住又は市内の同一事業所に1年以上勤務する個人で、本人の居住用住宅に太陽光発電設備を設置する者	貸付 300万円以内 償還 10年以内 利率 年1.4%(別途保証率年0.7%~1.2%が上乗せされます。) ※利率は金融機関との協議により変更となる可能性があります。	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758 (直通)
39	平塚市	平塚市中小企業設備投資促進助成金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	製造業を市内で1年以上営む中小企業者で、次の要件を満たす太陽光発電設備を導入したもの ・購入額の2分の1以上を市内企業に発注すること ・発電能力が5kw以上であること	発電能力1kW当たり10万円と購入額の2分の1の額どちらか低額な方を助成 上限100万円	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758 (直通)

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
40	平塚市	平塚市企業立地促進補助金（環境設備助成）	太陽光発電 風力発電 蓄電池	事業用	事業者	補助金	市内への新規立地や既存工場の増築等にあわせて、環境設備*を導入した企業で、次に該当するもの ・対象業種：製造業（付随する研究所含む）、情報通信業、自然科学研究所 ・対象区域：工業地域、工業専用地域、準工業地域（敷地9000平米以上）、五領ヶ台研究研修パーク、ツインシティ大神地区、市街化調整区域（開発許可済みであること） ・支援要件：新規立地等における土地・建物・償却資産への投資金額が、大企業3億円以上、中小企業5千万円以上 *環境設備 ・太陽光発電設備（発電能力10kw以上） ・風力発電 ・蓄電池（再生可能エネルギーで発電した電力を貯め、敷地内施設で利用するもの）	発電能力1kW当たり10万円（太陽光発電）上限300万円 発電能力1kW当たり5万円（風力発電）上限100万円 蓄電設備：当該設備の導入にかかった費用に0.25を乗じて得た額。上限100万円	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758（直通）
41	平塚市	平塚市環境共生モデル住宅導入補助金	省エネ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	住宅用	個人事業者	補助金	市が認定した環境共生モデル住宅地区内に、国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの補助金を受ける住宅を導入する方	10万円/件 補助予定件数 9件	環境部環境政策課 0463-21-9762（直通）
42	鎌倉市	鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金	見える化 太陽光発電 蓄電池 燃料電池 その他	住宅用	個人事業者	補助金	【対象者及び施設】 住宅に、右記の設備を1つ以上設置する個人等	HEMS 上限1万円 太陽光発電 上限3万円（1万円/kW） 家庭用燃料電池 上限4万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限4万円 電気自動車充電器 上限2万円 市が定める条件に該当する場合は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）加算として、補助額に5万円を加算	環境部 環境政策課 0467-61-3421
			電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者		【対象者】 電気自動車を新車として購入した、市内在住の個人または市内に事務所・事業所をもつ法人 ※割賦販売等により購入した場合で、所有者が割賦販売業者、ローン提携販売業者等であるときを含む。リース車両は対象外。	電気自動車の購入に対し2万円を補助	

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
43	鎌倉市	鎌倉市環境共生施設整備費補助金	省エネ 太陽光発電	事業用	事業者	補助金	<p>【対象者】 市内において、製造業、情報通信業または自然科学研究所を一年以上継続して営んでいる企業等。</p> <p>【対象施設】 (1)省エネルギーなど、地球環境への負荷の軽減を図るための施設及びこれに付随する設備。 (2)太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーを電気に変換する設備で、その発電能力が1kW以上のもの。 ※(1)、(2)ともに、補助対象経費が20万円未満の施設を設置する事業及び同年度内に市が実施する他の補助事業の補助を受けた事業は対象外。</p>	<p>(1)施設の設置に要する費用 補助率50%以内、上限300万円 (2)施設の設置に要する費用 発電能力1kWにつき、10万円を乗じて得た額を補助、上限150万円 ※(1)、(2)ともに、1,000円未満の端数切捨て。 補助対象経費は、市内の事業所に係る経費のみとする。</p>	市民生活部 商工課 0467-23-3000 (内線2355)
44	藤沢市	住宅用等太陽光発電システム設置費補助事業	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	自ら居住する住宅等に太陽光発電システムを設置する個人	<p>①1kW当たり1.5万円 (上限5万円) ②燃料電池システム (エネファーム) を同時設置する場合は5万円を加算 補助予定件数①150件②①のうち50件</p>	環境総務課
				住宅用	その他	補助金	分譲共同住宅の共用部分に太陽光発電システムを設置する当該住宅の管理組合	1kW当たり10万円 (上限30万円) 補助予定件数1件	環境総務課
				その他	その他	補助金	自治 (町内) 会館等に太陽光発電システムを設置する当該建物を使用している自治 (町内) 会		
45	藤沢市	家庭用燃料電池システム設置費補助事業	燃料電池	住宅用	個人	補助金	自ら居住する住宅等に燃料電池システム (エネファーム) を設置する個人	1件5万円 補助予定件数250件	環境総務課
46	藤沢市	定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助事業	蓄電池	住宅用	個人	補助金	自ら居住する住宅等に定置用リチウムイオン蓄電池を設置する個人	1件5万円 補助予定件数50件	環境総務課
47	藤沢市	雨水貯留槽購入費補助事業	その他	住宅用	個人	補助金	自ら居住する住宅等に雨水貯留槽を設置する個人	購入金額の2分の1 (上限1.5万円) 補助予定件数30件	環境総務課
48	藤沢市	電気自動車導入補助事業	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	電気自動車を導入する市内に1年以上在住する市民又は市内に1年以上事業所等を有する事業者	1件10万円 補助予定件数40件	環境総務課
49	藤沢市	燃料電池自動車導入補助事業	燃料電池自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	燃料電池自動車を導入する市内に1年以上在住する市民又は市内に1年以上事業所等を有する事業者	1件35万円 補助予定件数2件	環境総務課
50	小田原市	小田原市再生可能エネルギー事業奨励金	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電 バイオマス熱利用 雪氷熱利用 地中熱利用 温度差エネルギー	事業用	事業者	補助金	小田原市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営む事業者であり、かつ、本市の償却資産課税台帳に当該再生可能エネルギー事業の認定発電設備・自家消費型再生可能エネルギー発電設備・再生可能エネルギー熱利用設備の所有者として登録されている者	当該設備に対して課された固定資産税相当額。	環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
51	小田原市	小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金	太陽光発電 省エネ 見える化	住宅用	個人	補助金	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを購入等する個人	10万円/件	環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424
52	小田原市	小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金	太陽熱利用 バイオマス熱利用	住宅用	個人	補助金	自ら居住する市内の住宅に熱利用システムを設置する個人	【太陽熱利用設備】 自然循環型3万円/件 強制循環型3万円/件 【木質バイオマスストーブ】 3万円/件	環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424
53	小田原市	小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金	燃料電池 蓄電池	住宅用	個人	補助金	自ら居住する市内の住宅に家庭用燃料電池システムか蓄電池を設置する個人	蓄電池 5万円/件 家庭用燃料電池システム 3万円/件	環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424
54	茅ヶ崎市	再生可能エネルギー発電設備による固定資産税の減額	太陽光発電 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電	事業者	事業者	税制	平成28年4月1日～平成32年3月31日までに取得したもの	地方税法附則第15条33項に基づく 太陽光発電・風力発電 太陽光発電設備・風力発電設備の課税標準額を3分の1減額 水力・地熱・バイオマス 水力・地熱・バイオマス発電設備の課税標準額を2分の1減額	財務部 資産税課 0467-82-1111
55	三浦市	三浦市住宅リフォーム助成事業	省エネ	住宅用	個人	補助金	市内において自ら居住する住宅の、市内の施工業者による住宅本体に係る機能維持・向上のための修繕、模様替え、増築等の工事	20万円以上の対象工事に7万円の補助金を支給 予定件数40件	総務部 財産管理課 046-882-1111
56	秦野市	再生可能エネルギー発電設備による固定資産税の減額	太陽光発電 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電	事業者	事業者	税制	平成30年4月1日～平成32年3月31日までに取得したもの	地方税法附則第15条33項に基づく課税標準額の減額 ①太陽光発電設備 1,000kW以上……4分の1 1,000kW未満……3分の1 ②風力発電設備 20kW以上……3分の1 20kW未満……4分の1 ③水力発電設備 5,000kW以上……3分の1 5,000kW未満……2分の1 ④地熱発電設備 1,000kW以上……2分の1 1,000kW未満……3分の1 ⑤バイオマス 1万kW以上2万kW未満……3分の1 1万kW未満……2分の1	総務部 資産税課 0463-82-5111
57	厚木市	厚木市スマートハウス導入奨励金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	太陽光発電（10kW未満）を設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方	1kW当たり1万円 上限3万円 補助予定件数130件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
58	厚木市	厚木市スマートハウス導入奨励金	蓄電池	住宅用	個人	補助金	蓄電池等を設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方	1台につき、5万円 補助予定件数50件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746
59	厚木市	厚木市スマートハウス導入奨励金	見える化	住宅用	個人	補助金	HEMSを設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方	1台につき、1万円 補助予定件数50件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746
60	厚木市	厚木市スマートハウス導入奨励金	燃料電池	住宅用	個人	補助金	家庭用燃料電池を設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方	1台につき、5万円 補助予定件数14件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746
61	厚木市	厚木市スマートハウス導入奨励金	太陽熱利用	住宅用	個人	補助金	太陽熱利用システムを設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方	1台につき、5万円 補助予定件数2件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746
62	厚木市	厚木市スマートハウス導入奨励金	太陽光発電 見える化 蓄電池	住宅用	個人	補助金	太陽光発電システム、HEMS、蓄電池を同時に設置し、その場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方	1件につき、5万円 補助予定件数18件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746
63	厚木市	厚木市スマートハウス導入奨励金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	太陽光発電システムを設置した方で、5.0kW以上設置した方	1件につき、2万円 補助予定件数30件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746
64	厚木市	厚木市ゼロ・エネルギーハウス導入奨励金	省エネ (ゼロ・エネルギーハウス)	住宅用	個人	補助金	ゼロ・エネルギーハウスを導入した個人で、一般社団法人環境共創イニシアチブにより、補助金交付決定を受け、市税の滞納がない方	10万円 補助予定件数12件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746
65	厚木市	再生可能エネルギー推進事業費補助金	太陽光発電	事業用	個人 事業者	補助金	ソーラーシェアリングを設置した個人又は団体等	1kW当たり1万円 上限20万円 補助予定件数1件	環境農政部 環境政策課 (環境共生係) 046-225-2746

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
66	厚木市	厚木市中小企業設備投資促進事業補助金	省エネ (LED照明、空調機器)	事業用	事業者	補助金	<p>【対象】 製造業等を営む事業者が事業所内の照明(LED)及び空調機器で、環境の保全が見込まれるもの(市等において実施する省エネルギーに関する診断を受診した中小企業者等が、その診断結果の改善を図るために更新するものに限る。)</p> <p>①総額が100万円(消費税を含む)以上のもの</p> <p>②市内の自社工場内(賃貸も含む)に設置したもの</p> <p>【条件】 中小企業者等であって、次の各号のいずれの要件も満たすもの</p> <p>(1) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては市内に1年以上住所を有すること。</p> <p>(2) 市税を完納していること。</p>	<p>【補助額】</p> <p>① 小規模企業者の場合は補助対象経費の5%以内</p> <p>② 中小企業者の場合は補助対象経費の3%以内</p> <p>※ ただし、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額等を控除した残りの額が補助対象経費。</p> <p>※ いずれも千円未満切捨て、補助限度額200万円</p>	産業振興部 産業振興課 産業振興係 046-225-2832
67	厚木市	厚木市次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金	電気自動車充電器(急速・普通)	事業用	事業者	補助金	<p>【対象】 市内に充電器、PCS又は課金装置を設置しようとする事業者等</p> <p>【条件】 中小企業者等であって、次の各号のいずれの要件も満たすもの</p> <p>(1) 自社製品を自社の敷地内に設置するものでないこと。</p> <p>(2) 自動車の製造又は販売に係る事業を主たる事業として営んでいないこと。</p> <p>(3) 電気を供給する事業者及びその関連会社でないこと。</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。</p>	<p>【補助額】</p> <p>(1) 急速充電器を設置する場合は、補助対象経費の2分の1以内とし、以下の額を上限に、1事業者1基の申請とする。</p> <p>ア 急速充電器本体 50万円</p> <p>イ 設置工事費等 100万円</p> <p>(2) 普通充電器を設置する場合は、補助対象経費の3分の1以内とし、以下の額を上限に、1事業者1敷地(東京電力株式会社の電気供給約款に定める一需要場所を単位とする。)の申請とする。</p> <p>ア 普通充電器本体 30万円</p> <p>イ 設置工事費等 70万円</p> <p>※ ただし、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額等を控除した残りの額が補助対象経費。</p> <p>※ いずれも千円未満切捨て。</p>	産業振興部 産業振興課 産業振興係 046-225-2832
68	大和市	大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	太陽光発電見える化蓄電池	住宅用	個人	補助金	<p>当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(着工前に申請することが必須。)H27年度からHEMS・リチウムイオン蓄電池は、太陽光発電システムと併せて設置する場合に補助。</p>	<p>太陽光発電システム 出力1kw当たり1.2万円、 上限4.8万円</p> <p>HEMS 補助金額1万円(上限)</p> <p>リチウムイオン蓄電池 補助金額5万円(上限)</p>	環境農政部 環境総務課 046-260-5493
69	大和市	大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金	太陽熱利用	住宅用	個人	補助金	<p>当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(着工前に申請することが必須。)</p>	<p>自然循環型 4万円</p> <p>強制循環型 8万円</p>	環境農政部 環境総務課 046-260-5493

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
70	大和市	大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金	燃料電池	住宅用	個人	補助金	当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(着工前に申請することが必須。)	補助金額 5万円(上限)	環境農政部 環境総務課 046-260-5493
71	大和市	大和市中小企業融資制度中小企業事業資金 「省エネルギー対策設備導入資金」	太陽光発電 省エネ	事業用	事業者	融資	太陽光発電設備等の省エネルギー設備を導入しようとする者 ※市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業等	・限度額 3,000万円 ・融資期間 10年以内 ・利率 年1.8%以内	市民経済部 産業活性化課 046-260-5135
72	大和市	大和市中小企業融資制度中小企業事業資金 「省エネルギー対策設備導入資金」	太陽光発電	事業用	事業者	融資制度 ・金融機関への預託及び ・利子補給 ・利用者への信用保証料補助	市の融資制度または神奈川県制度融資の一部を利用した、市内に事業所を有し、所定の要件を満たす方	・利子補給率 1/1~12/31までの期間に支払った約定利子の合計額に対し30%以内(限度額30万円) ・利子補給交付期間 初回利払月から36ヶ月 ・信用保証料補助率 払込済保証料に対し50%以内(限度額10万円)	市民経済部 産業活性化課 046-260-5135
73	伊勢原市	環境対策資金融資制度	太陽光発電 電気自動車 PHV	事業用	事業者	融資	・市内の事業所に、太陽光発電設備を導入する中小事業者 ・市内の事業所に、電気自動車等低公害車(電気自動車・天然ガス車・メタノール車・ハイブリッド車)を導入(購入・リース)する中小事業者	・融資限度額 2,000万円 ・融資利率 1.8パーセント以内(保証付きの場合は1.5パーセント以内) ・返済方法 割賦返済	経済環境部 商工観光課 0463-94-4711
74	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	太陽光発電	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	・現に市内に住所を有し、居住している者であって、自己が居住している建物等に設置する者 ・市内に事業所を有する法人又は個人であって、当該事業所等に設置する者 ・市内に自己が居住するために建設する住居用の建物等に設置する者(システム設置済み住宅の購入を含む) ※太陽光発電、見える化(HEMS)、蓄電池または燃料電池の2設備を同時に設置・申請する場合は	1kW当たり2万円 上限20万円	経済環境部 環境課 046-235-4912
75	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	燃料電池	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金		1施設6万円	経済環境部 環境課 046-235-4912
76	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金		1台15万円	経済環境部 環境課 046-235-4912
77	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	蓄電池	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金		1施設5万円	経済環境部 環境課 046-235-4912
78	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	燃料電池自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金		1台40万円	経済環境部 環境課 046-235-4912

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象				
79	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	見える化(HEMS)	個人用事業用	個人事業者	補助金	は燃料電池の設置を同時に設置・申請すると、スマートハウス加算の対象となる。	1施設1万円	経済環境部 環境課 046-235-4912
80	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	太陽光発電、見える化(HEMS)、蓄電池または燃料電池	個人用事業用	個人事業者	補助金		2万円	経済環境部 環境課 046-235-4912
81	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	その他(雨水活用施設)	事業用	事業者	補助金	市内で1年以上継続して同一業種にて操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体 ※有効貯水量10立方メートル以上のもの。	一施設につき50万円	経済環境部 商工課 046-235-4843
82	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	市内で1年以上継続して同一業種にて操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体 ※発電能力が10キロワット以上のもの。	一施設につき40万円	経済環境部 商工課 046-235-4843
83	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	風力発電	事業用	事業者	補助金	市内で1年以上継続して同一業種にて操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体	1キロワットにつき3万円(上限50万円)	経済環境部 商工課 046-235-4843
84	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	省エネ(LED照明設備)	事業用	事業者	補助金	市内で1年以上継続して同一業種にて操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体 ※設置にかかる事業費の総額が50万円以上のもの。	一施設につき20万円	経済環境部 商工課 046-235-4843
85	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	その他(屋上緑化)	事業用	事業者	補助金	市内で1年以上継続して同一業種にて操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体 ※延べ3平方メートル以上のもの。	次のいずれか低い方の額(上限100万円) ・1平方メートルあたり2万円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額	経済環境部 商工課 046-235-4843
86	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	その他(壁面緑化)	事業用	事業者	補助金	市内で1年以上継続して同一業種にて操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体 ※延べ3平方メートル以上のもの。	次のいずれか低い方の額(上限100万円) ・1平方メートルあたり5千円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額	経済環境部 商工課 046-235-4843
87	海老名市	海老名市企業立地促進事業	その他(雨水活用施設)	事業用	事業者	補助金	新たに立地・事業拡大する企業で、本事業の認定を受けたもの。 ※有効貯水量10立方メートル以上のもの。	1立方メートルにつき5万円 限度額:100万円	経済環境部 商工課 046-235-4843
88	海老名市	海老名市企業立地促進事業	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	新たに立地・事業拡大する企業で、本事業の認定を受けたもの。 ※発電能力が10キロワット以上のもの。	1キロワットにつき10万円 限度額:300万円	経済環境部 商工課 046-235-4843
89	海老名市	海老名市企業立地促進事業	風力発電	事業用	事業者	補助金	新たに立地・事業拡大する企業で、本事業の認定を受けたもの。	1キロワットにつき3万円 限度額:100万円	経済環境部 商工課 046-235-4843

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象				
90	海老名市	海老名市企業立地促進事業	その他 (屋上緑化)	事業用	事業者	補助金	新たに立地・事業拡大する企業で、本事業の認定を受けたもの。 ※延べ3平方メートル以上のもの。	次のいずれか低い方の額（上限300万円） ・1平方メートルあたり2万円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額	経済環境部 商工課 046-235-4843
91	海老名市	海老名市企業立地促進事業	その他 (壁面緑化)	事業用	事業者	補助金	新たに立地・事業拡大する企業で、本事業の認定を受けたもの。 ※延べ3平方メートル以上のもの。	次のいずれか低い方の額（上限300万円） ・1平方メートルあたり5千円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額	経済環境部 商工課 046-235-4843
92	海老名市	海老名市三世代同居支援リフォーム助成金	省エネ	住宅用	個人	補助金	市内で三世代同居している、もしくは同居しようとする親又は子で住宅の所有者。 (対象：市内業者が施工する工事。着工前申請)	工事費の2分の1（千円未満切捨）、上限20万円	まちづくり部 住宅公園課 046-235-9604
93	海老名市	海老名市空き家活用促進リフォーム助成金	省エネ	住宅用	個人	補助金	市内にある空き家を活用しようとする所有者等。 (対象：市内業者が施工する工事。着工前申請)	工事費の2分の1（千円未満切捨）、上限50万円	まちづくり部 住宅公園課 046-235-9604
94	海老名市	魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金	省エネ	住宅用	個人	補助金	1年以上住民登録のある住宅所有者。 (対象：市内業者・海老名商工会議所会員が施工する工事。着工前申請)	工事費の2分の1（千円未満切捨）、上限10万円	まちづくり部 住宅公園課 046-235-9604

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
95	海老名市	軽自動車税のグリーン化特例	電気自動車、PHV、燃料電池自動車、その他	個人用事業用	個人事業者	税制	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 ・適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（3輪以上の軽自動車）を取得する場合に限り、平成30年度分軽自動車税について特例措置が適用 ① <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両又は平成30年排出ガス規制に適合する車両） ② <ul style="list-style-type: none"> 平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 乗用：平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの 貨物用：平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの ③ <ul style="list-style-type: none"> 平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 乗用：平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの 貨物用：平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの 	<ul style="list-style-type: none"> ①概ね75%軽減 ②概ね50%軽減 ③概ね25%軽減 	財務部 市民税課 046-235-8593
96	座間市	スマートハウス関連設備設置補助金	太陽光発電 燃料電池 蓄電池 見える化	住宅用	個人	補助金	<p>自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システム、エネファーム、リチウムイオン蓄電池、又はHEMSを設置する個人。</p> <p>住宅用太陽光発電システム：1kW当たり1.2万円、上限4万円 エネファーム：4万円 リチウムイオン蓄電池：4万円 HEMS（ヘムス）：0.8万円</p>	環境経済部環境政策課 046-252-7675	
97	座間市	座間市住宅リフォーム補助金	その他	住宅用	個人	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住、自ら所有・居住する住宅で、市税を滞納していない個人。 ・住宅機能の維持及び向上のための補修及び設備改善工事等。 「スマートハウス関連設備工事、他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事」も対象。（重複しての利用は不可） <p>住宅1棟につき1回限り、一律5万円（工事費が税抜き10万円以上）</p>	都市部建築住宅課 046-252-7396	
98	綾瀬市	綾瀬市住宅用太陽光発電設備設置補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	<p>市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、太陽光発電システムを設置する者（新築・建替のための市外居住者を含む）</p> <p>1kW当たり1.5万円 上限5万円</p>	市民環境部 環境保全課 0467-70-5620	
99	綾瀬市	綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	燃料電池	住宅用	個人	補助金	<p>市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、エネファームを設置する者（新築・建替のための市外居住者を含む）</p>	市民環境部 環境保全課 0467-70-5620	
100	綾瀬市	綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	蓄電池	住宅用	個人	補助金	<p>市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、リチウムイオン蓄電池を設置する者（新築・建替のための市外居住者を含む）</p> <p>上限5万円</p>	市民環境部 環境保全課 0467-70-5620	
101	綾瀬市	綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	電気自動車充電器	住宅用	個人	補助金	<p>市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、EV充電器を設置する者（新築・建替のための市外居住者を含む）</p>	市民環境部 環境保全課 0467-70-5620	

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
102	綾瀬市	綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金	太陽光発電	住宅用	個人事業者その他	補助金	市内の共同住宅に補助対象設備を設置し、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する管理組合、個人、団体又は法人。	1kW当たり1.5万円 上限15万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5620
103	綾瀬市	綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金	太陽光発電	事業用	個人事業者その他	補助金	市内の事業所で補助対象設備を設置する個人、団体又は法人（自己所有、賃貸含む）	1kW当たり1.5万円 上限45万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5620
104	綾瀬市	綾瀬市電気自動車購入補助金	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	リチウムイオン電池で駆動する電気自動車を購入する市内在住の個人又は事業者。	1台につき8万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5620
105	綾瀬市	綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	見える化	住宅用	個人	補助金	市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、HEMSを設置する者（新築・建替のための市外居住者を含む）	上限1万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5620
106	葉山町	葉山町再生可能エネルギーシステム等設置補助金	①太陽光発電 ②燃料電池（家庭用燃料電池システム(エネファーム)） ③蓄電池（定置用リチウムイオン蓄電システム）	住宅用	個人	補助金	町内に住所を有し（町内に住居を新築又は建て替えるため町外に居住している者も含む。）、町内の自ら居住するための住宅に、申請年度の3月15日までにシステムの設置又はシステム付き住宅（未使用のもの）の購入が完了できる者	①1kW当たり1.5万円 上限5万円 補助予定件数約15件 ②5万円 補助予定件数約15件 ③5万円 補助予定件数約15件	環境部 環境課 046-876-1111 内線451
107	寒川町	家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置補助金	燃料電池	住宅用	個人	補助金	・自ら居住する住宅等に燃料電池システムを設置し、現に町内に住所を有する個人又は、町内に住所を有する見込みのある個人 ・町税を滞納していない者	1台当たり5万円 補助予定件数20件	環境経済部環境課 0467-74-1111
108	寒川町	寒川町住宅リフォーム等建築工事推進助成事業	太陽光発電 省エネ その他	住宅用	個人	商品券交付	【対象者】 ・町に住居登録している者 ・申請者が対象住宅に居住していること ・町税等の滞納がないこと（対象住宅居住者全員） 【対象工事】 ・町内建築業者が請け負う対象工事費（税抜）が20万円以上の工事 ・電気設備工事（太陽光発電システムの設置、オール電化住宅工事、その他省エネ化改修工事などいずれも配線工事が伴うもの） ・その他リフォーム工事（床、壁、窓、天井、屋根、ガラス及びサッシ等の断熱改修工事など） ※本助成事業は住宅のリフォームを対象としており、その一部として上記に示す工事を対象としている	・住宅リフォームの対象工事費20万円（税抜）以上の工事に対して、対象工事の5%（千円未満切り捨て、上限6万円） ・同一の建築工事に対して町の他の助成制度を利用する場合は、助成不可 ・店舗併用住宅は、居住部分が対象（居住部分の面積を按分）	環境経済部産業振興課 0467-74-1111

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象				
109	大磯町	大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	太陽光発電 燃料電池 蓄電池 電気自動車充電器 見える化	住宅用	個人	補助金	町内において自ら居住する住宅に、HEMS機器と併せて、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車充電器のうち1つ以上の設備を設置する者に対し補助金を交付する。 ・HEMS機器：上限1万円 ・住宅用太陽光発電システム：1万5千円/kW、上限5万2千円 ・家庭用燃料電池システム：上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限5万円 ・電気自動車充電器：上限5万円	産業環境部 環境課 0463-72-4438	
110	二宮町	二宮町住宅リフォーム等補助制度	太陽光発電 省エネ その他	住宅用	個人	補助金	【対象要件】 ・町登録事業者を利用して実施する工事 ・町税等に滞納がないこと ・新築住宅の固定資産税の減額措置を受けていない住宅であること ※上記の他、住宅・空き家・同居リフォームの種類に応じて要件有 【対象工事】 ・太陽光発電システムの設置、オール電化住宅工事など（いずれも電気設備工事が伴うもの） ・床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事（ガラス及びサッシのみの交換は対象としない） ※本助成制度は住宅のリフォームを対象としており、その一部として上記に示す工事を対象としている ・住宅リフォーム 20万円（税抜）以上の工事に対して一律5万円 ・空き家リフォーム 20万円（税抜）以上の工事に対して一律10万円 ・同居リフォーム 40万円（税抜）以上の工事に対して一律20万円	都市部 都市整備課 0463-71-3311	
111	中井町	中井町住宅用太陽光発電システム設置補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申請年度内にシステムの設置又は新築のシステム付きの住宅の購入が完了できる者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者 1kW当たり1.5万円 上限5.2万円	環境上下水道課 0465-81-3903	
112	中井町	中井町住宅用蓄電池設置補助金	蓄電池	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申請年度内に設置又は新築の蓄電池付きの住宅の購入が完了できる者 ・太陽光発電システムを設置している者または同時に設置する者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者 定額5万円	環境上下水道課 0465-81-3903	
113	中井町	中井町HEMS設置費補助金	見える化	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申請年度内に設置又は新築のHEMS付きの住宅の購入が完了できる者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者 定額1万円	環境上下水道課 0465-81-3903	
114	大井町	大井町スマートエネルギー設備導入費補助金	太陽光発電 見える化 蓄電池	住宅用	個人	補助金	・自ら居住する町内の住宅に対象設備を設置した個人 ・自ら居住するために対象設備が設置された町内の建売住宅を購入した個人 (太陽光発電) 1kW当たり1.1万円 上限3.7万円 補助予定件数30件 (HEMS) 定額1万円 補助予定件数20件 (蓄電池) 定額5万円 補助予定件数10件	生活環境課 0465-85-5010	

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
115	大井町	大井町電気自動車等購入費補助金	電気自動車 その他（電動バイク）	個人用	個人事業者	補助金	・個人、法人（いずれも1年以上町内に所在している者） ・町税等に滞納が無いこと。 ・町内に保管場所があること	電気自動車 定額5万円 補助予定件数3件 電動バイク 定額1万円 補助予定件数3件	生活環境課 0465-85-5010
116	大井町	大井町電気自動車用急速充電設備設置費補助金	電気自動車充電器（急速）	個人用	個人事業者	補助金	・個人、法人（いずれも1年以上町内に所在している者） ・町税等に滞納が無いこと。	電気自動車用急速充電設備（定格出力10kw以上） 定額5万円 補助予定件数1件	生活環境課 0465-85-5010
117	松田町	スマートハウス整備促進事業費補助	太陽光発電 見える化	住宅用	個人	補助金	自ら所有し居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置し、自ら電力会社と電力供給契約を締結しようとする個人	太陽光発電1kW当たり1万円 上限3万円 HEMS設置1万円 補助予定件数8件	環境上下水道課 0465-83-1227
118	開成町	開成町ゼロエネルギーハウス等補助金	省エネ（ZEH、ZEH+、LCCM住宅） 太陽光発電 太陽熱利用 見える化 燃料電池 蓄電池	住宅用	個人	補助金	①ZEH、ZEH+、LCCM補助 町内に自ら居住するためのZEH、ZEH+、LCCM住宅を新築・改築する者で、国・県当該住宅に係る補助金の交付確定者 ②スマートエネルギー設備導入補助 自らが居住する町内の築1年以上の既存住宅に太陽熱利用システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用エネルギー管理システムのいずれか又は複数を設置する者	①-1 ZEH 20万円/件 補助予定件数6件 ①-2 ZEH+又はLCCM 30万円/件 補助予定件数1件 ②-1 太陽熱利用システム 自然循環型 1万円/件 強制循環型 2万円/件 ②-2 太陽光発電システム 4kwを超えた分から0.8万円/kw 上限3.2万円/件 ②-3 家庭用燃料電池システム 2万円/件 ②-4 定置用リチウムイオン蓄電池 2万円/件 ②-5 HEMS 2万円/件 ②-6 スマートハウス加算 ②-1～5のうち3件以上を同時に設置する場合に上乗せ補助（額未定）	町民サービス部 環境防災課 0465-84-0314
119	箱根町	電気自動車 軽自動車税の減免	電気自動車	個人用 事業用	個人事業者	税制	原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車のうち、電力を動力源とする電気自動車（小型特殊車両は除く）	軽自動車税の免除 免除期間 最初に登録した年度から3年間	総務部 税務課 0460-85-7750
120	真鶴町	真鶴町住宅用太陽光発電導入促進事業補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	・町内に自ら居住するための住宅に設置又は設置された住宅を購入される方 ・町税等に滞納が無いこと。	1kW当たり1万円 上限3.5万円	町民生活課 0465-68-1131
121	愛川町	愛川町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	自ら所有し居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置し、自ら電力会社と電力供給契約を締結しようとする個人	1kW当たり1万5千円 上限5万2千円 補助予定件数41件	環境経済部環境課 046-285-2111

NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象				
122	愛川町	環境配慮設備設置奨励金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	企業誘致等に関する条例の適用を受け、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設（太陽光発電設備）を設置した場合に奨励金を交付	太陽光発電設備（発電能力10kw以上）を設置した場合、50万円を交付	環境経済部商工観光課 046-285-2111
123	愛川町	軽自動車税減免	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	税制	電気自動車（原付・軽自動車・二輪小型）の軽自動車税を減免する。	全額免除	総務部税務課 046-285-2111
124	愛川町	環境配慮設備設置奨励金	その他	事業用	事業者	補助金	企業誘致等に関する条例の適用を受け、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設（屋上緑化）を設置した場合に奨励金を交付	置上緑化を設置した場合に補助金交付（3㎡以上、50万円を限度） ①屋上緑化した面積1㎡あたり2万円乗じた額 ②屋上緑化に要した費用の2分の1の額 ⇒①か②のいずれか低いほうの額	環境経済部商工観光課 046-285-2111
125	愛川町	環境配慮設備設置事業補助金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	町内で1年以上の事業実績を有し、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設（太陽光発電設備）を設置した場合に奨励金を交付	太陽光発電設備（発電能力10kw以上）を設置した場合、50万円を交付	環境経済部商工観光課 046-285-2111
126	愛川町	環境配慮設備設置事業補助金	その他	事業用	事業者	補助金	町内で1年以上の事業実績を有し、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設（屋上緑化）を設置した場合に奨励金を交付	置上緑化を設置した場合に補助金交付（3㎡以上、50万円を限度） ①屋上緑化した面積1㎡あたり2万円乗じた額 ②屋上緑化に要した費用の2分の1の額 ⇒①か②のいずれか低いほうの額	環境経済部商工観光課 046-285-2111
127	清川村	清川村住宅用太陽光発電設備設置補助事業	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建物に住宅用太陽光発電設備を設置しようとする者	1kW当たり1.5万円 上限5万円 No.127～130合計で7件	税務住民課 046-288-3849
128	清川村	清川村住宅用太陽熱利用設備設置補助事業	太陽熱利用	住宅用	個人	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建物に住宅用太陽熱利用設備を設置しようとする者	設置費用の10% 上限5万円 No.127～130合計で7件	税務住民課 046-288-3849
129	清川村	清川村木質バイオマスストーブ設置補助事業	バイオマス熱利用	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建物及び本店若しくは主たる事務所等に木質バイオマスストーブを設置しようとする者及び法人	上限5万円 No.127～130合計で7件	税務住民課 046-288-3849
130	清川村	清川村電気自動車等導入補助事業	電気自動車 PHV	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	電気自動車等を導入（購入・リース）しようとする、村内に住所を有する個人及び村内に本店若しくは主たる事業所等を有する事業所	個人5万円 事業所3万円 No.127～130合計で7件	税務住民課 046-288-3849
131	清川村	住宅リフォーム助成制度	省エネ	住宅用	個人	補助金	村内に1年以上居住し、自ら所有し、居住する住宅を村内の施工業者を利用してリフォーム工事を行う者	工事金額5万円以上のものに対し、 ①工事金額10万円未満…1/2補助 ②工事金額10万円以上100万円未満…1/2補助（上限10万円） ③工事金額100万円以上…10万円+{(工事金額-100万円)の1/2}補助(上限20万円)	産業観光課 046-288-3864